

## 鳥取市の保健所の設置に伴う災害医療体制について（素案）

平成27年8月4日

医療政策課

## ◇鳥取市の保健所設置に伴う災害医療体制について

## 【現 状】

○福祉保健事務所（局）に設置される医療救護対策支部は、県災害対策支部及び県医療救護対策本部から指示等を受け、地区医師会、医療機関等と連携し、医療救護班等の派遣等を行う。

## 【中核都市移行後】

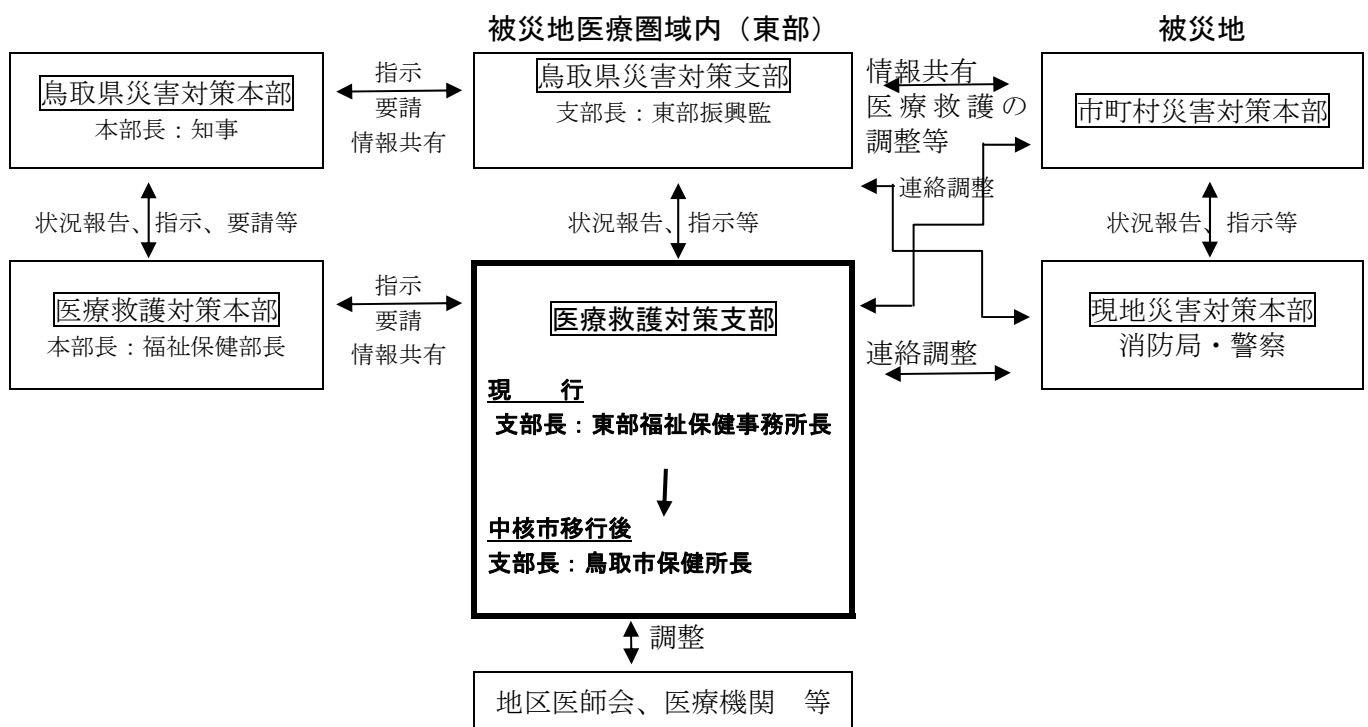
○災害時には鳥取市の保健所が医療救護対策支部の役割を担うこととなるが、広域的に迅速な医療救護活動を実施するために、県の指揮命令系統の内に置かれることが必要である

## 【課 題】

○従来、東部福祉保健事務所において一体的に行われていた災害時の業務が、鳥取市の保健所と県災害対策支部で行われることで、支障が生じることがないように連携を密にする必要がある。

〔災害対策支部において東部福祉保健事務所が担っている事務のうち、医療救護対策支部に係る事務以外（日赤救助物資等の収受・輸送、災害ボランティアとの調整等）は県災害対策支部で実施〕

## ◇現行の災害時の医療救護・連携体制図



## ◇その他

新型インフルエンザ対策等においても、対策支部等を設置することとなっており、今後検討が必要。

## ＜鳥取県新型インフルエンザ等対策マニュアル＞

東部地区の地方機関においては、県対策本部の設置に合わせて支部を設置し、県対策本部で決定された対策を市町村と連携して重点的に実施する。

## ＜鳥取県被ばく医療計画＞

県は、県災害医療救護対策本部を設置したときは、…各圏域に医療救護対策支部を設置する。